

原議付期間	5年(平成33年3月31日)
有効期間	一種(平成33年3月31日)

警視庁生活安全部長
 警視庁交通部長 殿
 各道府県警察本部長
 (参考送付先)
 各管区警察局広域調整担当部長
 警察大学校生活安全教養部長
 警察大学校交通教養部長

警察庁丁保発第208号
 丁運発第244号
 平成27年11月27日
 警察庁生活安全局保安課長
 警察庁交通局運転免許課長

銃砲刀剣類所持等取締法施行規則及び道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令について

本日、銃砲刀剣類所持等取締法施行規則及び道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令（平成27年内閣府令第68号。以下「改正府令」という。）が公布され、平成28年1月1日から施行されることとなった。その趣旨、内容等は下記のとおりであるので、事務処理上遺憾のないようにされたい。

記

1 趣旨

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成25年法律第28号。以下「番号利用法整備法」という。）の一部の施行に伴い、平成28年1月1日以降、住民基本台帳カードに代わって個人番号カードが交付されることとなる。このため、銃砲刀剣類所持等取締法施行規則（昭和33年總理府令第16号。以下「銃刀法規則」という。）及び道路交通法施行規則（昭和35年總理府令第60号。以下「道交法規則」という。）の規定中において本人確認書類の例示として「住民基本台帳カード」に代わって「個人番号カード」を定めることとともに、平成28年1月1日以降も引き続き有効とされる住民基本台帳カードについて、同日以降も本人確認書類として用いることができるようとするものである。

2 内容

- (1) 銃刀法規則第98条第2号ロ及び道交法規則第17条第2項第8号中において本人確認書類の例示として掲げられているものの中から住民基本台帳カ

ードを削除するとともに、新たに個人番号カードを定めることとした（改正府令第1条及び第2条）。

- (2) 改正府令による改正後の銃刀法規則第98条第2号ロ及び道交法規則第17条第2項第8号の規定の適用については、平成27年12月31日以前に交付された住民基本台帳カードは、番号利用法整備法による改正前の住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の44第9項の規定によりその効力を失う時又は当該住民基本台帳カードの交付を受けた者が番号利用法第17条第1項の規定により個人番号カードの交付を受ける時のいずれか早い時までの間は、個人番号カードとみなすこととした（改正府令附則第2項及び第3項）。

3 留意事項

改正府令による改正後の銃刀法規則第98条第2号ロの適用について個人番号カードとみなされる住民基本台帳カードは、氏名、住所及び生年月日の記載があるものに限られることに留意すること。

（参考資料）

- 別添1 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則及び道路交通法施行規則の一部を
改正する内閣府令の官報の写し
- 別添2 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則及び道路交通法施行規則の一部を
改正する内閣府令の新旧対照条文

【別添1】

1 平成27年11月27日 金曜日 官 報

(号外第267号) (2分冊の1)

○内閣府令第六十八号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十五年法律第二十八号）の一部の施行に伴い、銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第二十一条の二及び道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第八十九条第一項の規定に基づき、銃砲刀剣類所持等取締法施行規則及び道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十七年十一月二十七日

銃砲刀剣類所持等取締法施行規則及び道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令

内閣総理大臣 安倍 晋三

第一条 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則（昭和三十三年総理府令第十六号）の一部を次のように改正する。

第九十八条第二号口中「住民基本台帳法第三十条の四十四第一項に規定する住民基本台帳カード（当該譲受人等の氏名、住所及び生年月日の記載があるものに限る。）」を「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カード」に改める。

（道路交通法施行規則の一部改正）

第二条 道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号）の一部を次のように改正する。

第十七条第二項第八号中「住民基本台帳法第三十条の四十四第一項に規定する住民基本台帳カード」を「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カード」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この府令は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「番号利用法整備法」という。）附則第三号に掲げる規定の施行の日（平成二十八年一月一日）から施行する。

（銃砲刀剣類所持等取締法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

2 第一条による改正後の銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第九十八条第二号口の規定の適用については、番号利用法整備法第十九条の規定による改正前の住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十号。以下「旧住民基本台帳法」という。）第三十条の四十四第三項の規定により交付された住民基本台帳カード（氏名、住所及び生年月日の記載があるものに限る。以下この項において同じ。）は、番号利用法整備法第二十条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた旧住民基本台帳法第三十条の四十四第九項の規定によりその効力を失う時又は当該住民基本台帳カードの交付を受けた者が行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号利用法」という。）第十七条第一項の規定により個人番号カードの交付を受ける時のいずれか早い時間は、個人番号カードとみなす。

（道路交通法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

3 第二条による改正後の道路交通法施行規則第十七条第二項第八号の規定の適用については、旧住民基本台帳法第三十条の四十四第三項の規定により交付された住民基本台帳カードは、番号利用法整備法第二十条第一項の規定によりその効力を失う時又は当該住民基本台帳法第三十条の四十四第九項の規定によりその効力を失う時又は当該住民基本台帳カードの交付を受けた者が番号利用法第十七条第一項の規定により個人番号カードの交付を受ける時のいずれか早い時間まで個人番号カードとみなす。

【別添2】

銃砲刀剣類所持等取締法施行規則及び道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令 新旧対照条文

- 銃砲刀劍類所持等取締法施行規則（昭和三十三年總理府令第十六号）（抄）

○ 道路交通法施行規則（昭和三十五年總理府令第六十号）（抄）

	改 正 後	改 正 前
（確認又は許可証の提示の方法）		
<p>第九十八条 法第二十一条の二第一項及び第二項に規定する内閣府令で定める方法は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法とする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 譲受人等から法第七条第一項の許可証の提示を受ける場合 次のいずれかによる方法</p> <p>イ （略）</p> <p>ロ 譲受人等に対し貨物自動車運送事業者の行う運送を利用することにより銃砲又は刀剣類を譲り渡し、又は貸し付ける場合にあつては、当該利用の前に当該銃砲又は刀剣類に係る許可証の提示又は送付を受け、及び当該貨物自動車運送事業者に当該銃砲又は刀剣類の交付の相手方が当該譲受人等であることを道路交通法第九十二条第一項に規定する運転免許証、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カード、出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法</p>	<p>（確認又は許可証の提示の方法）</p> <p>第九十八条 法第二十一条の二第一項及び第二項に規定する内閣府令で定める方法は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法とする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 譲受人等から法第七条第一項の許可証の提示を受ける場合 次のいずれかによる方法</p> <p>イ （略）</p> <p>ロ 譲受人等に対し貨物自動車運送事業者の行う運送を利用することにより銃砲又は刀剣類を譲り渡し、又は貸し付ける場合にあつては、当該利用の前に当該銃砲又は刀剣類に係る許可証の提示又は送付を受け、及び当該貨物自動車運送事業者に当該銃砲又は刀剣類の交付の相手方が当該譲受人等であることを道路交通法第九十二条第一項に規定する運転免許証、住民基本台帳カード（当該譲受人等の氏名、住所及び生年月日の記載があるものに限る。）、出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第</p>	

【別添2】

（出入国管理及び難民認定法第二条第五号に掲げる旅券をいう。）その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であつて、譲受人等が本人であることを確認するに足りるものにより確認させる方法

（出入国管理及び難民認定法第二条第五号に掲げる旅券をいう。）その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であつて、譲受人等が本人であることを確認するに足りるものにより確認させる方法

【別添2】

	改 正 後	改 正 前
（免許申請書） 第十七条 （略）	（免許申請書） 第十七条 （略）	（免許申請書） 第十七条 （略）
2 前項の様式の免許申請書には、次に掲げる書類及び写真を添付（第三号、第五号又は第八号に掲げるものについては、提示）しなければならない。	2 前項の様式の免許申請書には、次に掲げる書類及び写真を添付（第三号、第五号又は第八号に掲げるものについては、提示）しなければならない。	2 前項の様式の免許申請書には、次に掲げる書類及び写真を添付（第三号、第五号又は第八号に掲げるものについては、提示）しなければならない。
一〇七 （略）	一〇七 （略）	一〇七 （略）
八 健康保険の被保険者証、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カード、旅券その他の書類で当該免許申請者が本人であることを確認するに足りるもの（前各号に掲げる書類であつてこの項の規定により添付し又は提示するものを除く。）	八 健康保険の被保険者証、住民基本台帳法第三十条の四十四第一項に規定する住民基本台帳カード、旅券その他の書類で当該免許申請者が本人であることを確認するに足りるもの（前各号に掲げる書類であつてこの項の規定により添付し又は提示するものを除く。）	八 健康保険の被保険者証、住民基本台帳法第三十条の四十四第一項に規定する住民基本台帳カード、旅券その他の書類で当該免許申請者が本人であることを確認するに足りるもの（前各号に掲げる書類であつてこの項の規定により添付し又は提示するものを除く。）
九 （略）	九 （略）	九 （略）
3 （略）	3 （略）	3 （略）